

鎌ケ谷市バスロケーションシステム導入等委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、鎌ケ谷市（以下「発注者」という。）が受注者に委託して行う鎌ケ谷市バスロケーションシステム導入等委託（以下、本業務という）に適用する。

2 事業概要

鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」にバスロケーションシステムを導入し、利用者がインターネット端末を使用して、車両位置情報を確認できる環境を整備する。また、車内に乗降客カウントセンサーを設置することで、バス停ごとの乗降データを把握し、利用者に車内混雑状況を公開できる環境を整備する。

3 目的

- （１）リアルタイムでバスの現在位置や接近状況を公開することで、道路事情等により運行に遅れが発生した際に生じる利用者のバス待ち時間への不安・ストレスの解消を図る。
- （２）運行トラブルが発生した際や利用者から遅延に関する問い合わせがあった際に、バスの現在位置や接近情報を把握することで対応の迅速化を図る。
- （３）バス停ごとの乗降人数を把握し、より効果的な路線の見直しを図る。
- （４）車内の混雑状況をリアルタイムで公開することで、バスに乗車できるかどうか、座れるかどうか等の判断ができる環境を整備する。

4 導入スケジュール

契約締結後に導入を進め、令和８年１月から運用を開始することとする。

また、令和８年４月１日の新運行ルートに対応したデータ更新作業を、令和８年３月３１日までにすることとする。

5 コミュニティバスききょう号の運行概要

- （１）路線名、車両、系統数について（令和７年度）

路線名	バス車両	系統数	バス停数	便数	運行時間帯
東線	小型ノンステップバス	1	34	平日 8 便 土日祝 5 便	8 時 45 分 ～18 時 39 分
東線 2		1	9	平日 4 便 土日祝 3 便	10 時 15 分 ～16 時 18 分

南線	小型ノンステップバス	1	50	平日 8 便 土日祝 5 便	8 時 30 分 ～18 時 42 分
西線	ワゴンタイプ	1	32	平日 6 便 土日祝 4 便	8 時 15 分 ～17 時 44 分
西線 2		2	36	平日 6 便 土日祝 5 便	8 時 25 分 ～17 時 41 分

※ バス停数は同名でも道路両側に設置している場合は 2 としてカウント

(2) 路線名、車両、系統数について（令和 8 年度）

令和 8 年度の運行ルート等については、新たな鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運行計画の策定後、市から提供するものとする

(3) 車庫（作業場所）

A・B 車：京成バス千葉セントラル株式会社 白井車庫内
千葉県白井市神々廻 1866 番地

C・D 車：京成バス千葉ウエスト株式会社 鎌ヶ谷営業所内
千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 1 丁目 8 番 2 号

E・F 車：鎌ヶ谷観光バス有限公司
千葉県鎌ヶ谷市軽井沢 2007 番地

(4) その他

予備車は各社で 1 車両ずつとなるが、どの車両が運行するかは定まっていないため、電源環境はモバイルバッテリーでの代用も可とする。その場合は施工費としてではなくモバイルバッテリーの費用として含めること。

6 システムの概要

(1) サーバ、ネットワークについて

- ・クラウド環境での運用とすること。
- ・利用者へのサービス提供方法は Software as a Service (SaaS) または Application Service Provider (ASP) サービスを利用して、センターサーバより提供するシステムとすること。
- ・インターネットに接続したスマートフォン・携帯電話・タブレット・パソコン等を使用して、QR コード等によりアクセスし、ブラウザ上で利用できるシステムとすることとし、アプリケーションのインストールを要しないものとする。
- ・動作環境は以下の OS、ブラウザでのサポート期限内のバージョンで動作を保証すること。

パソコン	Windows	Google Chrome、Microsoft Edge
	Mac	Google Chrome、Safari
スマートフォン タブレット	iOS	Google Chrome、Safari
	iPadOS	Google Chrome、Safari
	Android	Google Chrome、

- ・サーバについて、適切な保守管理を行い、情報セキュリティに必要な措置を講じること。
- ・利用者の本システムへのアクセスログが保存できること。

(2) バスロケーションシステムについて

- ・車載端末の形態は問わないが、電源確保が必要な場合には、バス車両 6 台に電源コンセントの設置工事を行うこと。なお、その費用は導入事業に含めること。
- ・車載端末の設置にかかり、ホルダーやケーブル等の付属品が必要となる場合は受注者側で用意すること。また車内の設置場所については、必ず受注者が現地にて運行事業者立ち合いの元決めること。なお、その費用は導入事業に含めること。
- ・利用者は利用にあたり登録等を要することなく、簡単にシステムを利用することができること。
- ・GPS を利用し、位置情報をサーバに保存することで、利用者が位置情報をリアルタイムで把握できるシステムとすること。位置情報の更新間隔は 15 秒以内にされるものとし、自動で地図上等に反映されるものとする。
- ・利用者等が視認しやすいものであることとし、地図上でバスの現在位置の情報やバス停までの運行経路を認識できること。運行経路については運行する道路上に必ず引くこととし、停留所間を直線で結ぶ経路については認めない。
- ・バスの位置を示すアイコンは進行方向がわかるデザインとすることとし、また利用者が一目でききょう号だと識別できるものとする。
- ・車両故障や緊急時に発生する代替車両での運行に際しては、運行事業者の負担なく、載せ替えを行えるものとし、載せ替えが不可能である場合は、代替端末を用意すること。代替車両運行時の端末の電源確保は、バス車両が固定されているため、電源工事を行うこと。なお、上記代替端末及び車両に係る費用は導入事業に含めること。
- ・運用時間は、24 時間 365 日とする。(定期メンテナンス等の計画停止を除く。)
- ・将来的に GTFS 及び GTFS-RT に対応できること。

(3) 乗降カウントシステムについて

- ・バス車両に乗降客カウントセンサー（A I カメラ等）を設置することにより、バス停ごとの乗降客をカウントすること。
- ・バス停ごとの発着時間を取得すること。停車せず通過する際は通過時間を取得

すること。

- 乗降客カウントセンサーの運用に際し、電源工事を必要とする際は、その費用を導入事業に含めること。
- 代替車両使用時には、乗降客カウントシステムの運用を停止することができる。
- 乗降客を集計する際は、便別、日時、月次にて集計できること。
- 集計した乗降データは Excel または csv データ等、編集できるファイルで出力できること。
- カウントシステムを利用し、車内の混雑情報を表示できること。

(4) その他

- バスロケーションシステムに必要なデータの作成については受注者が行うものとし、その費用を導入事業に含めること。市からの資料提供については市が作成した静的バス情報フォーマット（GTFS）及び市 HP で公開しているものを PDF 及び Excel 等にて提供する。
- 路線図や停留所位置については、運用開始前に発注者で確認出来るものとし、契約期間内の軽微な変更（バスルート、バス停位置の一部変更など）について、市自らが変更、設定できること、または受注者側が無償で対応すること。
- 運転士が極力操作を行わない仕組みを構築すること。また、その操作が簡易なものであっても、操作マニュアルを作成すること
- 本システムを利用したことがない市職員でも操作手順等が分かるように、運用マニュアルを準備し、市に提供すること。
- 電源及び乗降客カウントセンサーの施工に際し、運行事業者との日程や車両スケジュールの調整も導入事業に含めること。
- 車載端末の故障、破損時の交換に伴う費用については、保守費用とし導入事業に含めること。なお、運行事業者側での故意または過失による故障、破損についてはその限りではない。
- 故障等のトラブルに迅速に対応できる体制を整えておくこと。

7 疑義

本仕様書に定めのない事項、または作業の過程において本仕様書の内容もしくは解釈について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、発注者の指示に従い作業を行うものとする。

8 守秘義務

- (1) 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、当該業務の結果を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(3) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を業務履行期間はもとより当該業務の終了後においても第三者へ漏えいしてはならない。

(4) 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用してはならない。
また、発注者の許可なく複製してはならない。

9 報告義務

発注者は、受注者に業務の進捗状況について説明、報告を求めることができる。

10 検査

受注者は、本業務完了後、成果品及び関係資料を提出し、立ち会いの上、完了検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正をしなければならない。

11 成果品瑕疵

発注者は、業務完了後に発見された成果品の瑕疵を受注者の負担において補修するものとする。

12 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

13 支払い方法

支払いは、運用開始後と、令和8年4月1日の新運行ルートに対応したデータ更新作業後の2回払いとする。なお、受注者は、各業務完了に係る検査に合格したときは、発注者に対して支払いを請求するものとし、発注者は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

14 納入場所

鎌ヶ谷市の指定する場所